

政令第 号

国土交通省組織令等の一部を改正する政令

内閣は、半島振興法の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）及び山村振興法の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）の施行に伴い、海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第十二条第二項、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十条第三項、国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第十二条及び第三十五条第二項並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第十二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国土交通省組織令の一部改正）

第一条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第五号中「組織及び運営一般並びに同機構の」を削る。

第九条に次の一号を加える。

六 独立行政法人評価委員会日本高速道路保有・債務返済機構分科会の庶務に関すること。

第十一条に次の一号を加える。

七 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の組織及び運営一般に関すること。

第二十一条第一項中「十四人」を「十三人」に改める。

第二十八条第二号中「第三十一条第一項第五号」を「第三十一条第一項第六号」に改める。

第四十一条第三号及び第四号を削る。

第四十三条第六号中「及び事後設立における検査役調査に関する特例の認定」を削る。

第百六条中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 独立行政法人評価委員会日本高速道路保有・債務返済機構分科会の庶務に関すること。

第二百二十二条中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 陸運機器等の製造及び修理の技術の改善に関すること。

七 陸運機器等の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びに陸運機器等の製造、販売及び修理に

関する事業の発達、改善及び調整に関すること（技術企画課の所掌に属するものを除く。）。

第二百二十六条第四号中「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の」の下に「組織及び運営一般並びに同機構の」を加え、同条第九号中「関すること（」の下に「総務課及び」を加え、同条に次の一号

を加える。

十 独立行政法人評価委員会鉄道建設・運輸施設整備支援機構分科会の庶務に関すること。

第二百二十八条第三号中「道路局」の下に「並びに総務課」を加え、同条第七号を次のように改める。

七 鉄道等の車両に関する外国為替及び外国貿易法第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に関すること。

第一百九十条第一項中「三人」を「四人」に改め、同条第二項中「、第二号」を「から第四号まで」に改める。

第二百六条第二項中「第三十一条第一項第五号」を「第三十一条第一項第六号」に改める。

第二百十二条第二項中「小野田市、長門市、厚狭郡、豊浦郡及び大津郡」を「山陽小野田市及び長門市」に改める。

第二百五十八条の表中「、城崎郡、出石郡」及び「、小野田市」を削り、「厚狭郡、豊浦郡、美祢郡、大津郡」を「山陽小野田市、美祢郡」に改める。

附則第三条第一項の表平成十七年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

<p>平成二十七年三月三十一日</p>	<p>振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p> <p>半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>
---------------------	---

附則第六条の表を次のように改める。

<p>平成十九年三月三十一日までの間</p>	<p>、豪雪地帯対策分科会、特殊土壌地帯対策分科会、離島振興対策分科会及び山村振興対策分科会</p>
<p>平成十九年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間</p>	<p>、豪雪地帯対策分科会、離島振興対策分科会及び山村振興対策分科会</p>
<p>平成二十五年四月一日から平成二十七年三月</p>	<p>、豪雪地帯対策分科会及び山村振興対策分科会</p>

三十一日までの間

附則第八条の表平成十七年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十七年三月三十一日

振興山村の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

附則第八条に次の一項を加える。

- 2 都市・地域整備局地方整備課は、第八十五条各号及び前項の表の下欄に掲げる事務のほか、平成二十一年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間、半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

附則第十二条を次のように改める。

(都市・地域整備局特別地域振興課の所掌事務の特例)

- 第十二条 都市・地域整備局特別地域振興課は、第九十二条各号に掲げる事務のほか、平成二十一年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 奄美群島の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

- 二 奄美群島振興開発計画に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。
- 三 独立行政法人奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。
- 四 独立行政法人評価委員会奄美群島振興開発基金分科会の庶務に関すること。
- 五 小笠原諸島の総合的な振興及び開発に関すること。
- 六 半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

附則第十六条の表平成十七年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十七年三月三十一日	半島振興法第十条の規定による道路の指定に関すること。
--------------	----------------------------

附則第十八条の表平成十七年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十七年三月三十一日	山村振興法第十一条の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。	半島振興法第十一条の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。
--------------	-----------------------------------	-----------------------------------

附則第二十七条中「附則第九条第一項」を「附則第十条第一項」に改める。

(国土審議会令の一部改正)

第二条 国土審議会令(平成十二年政令第二百九十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表平成十七年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十七年三月三十一日	山村振興対策分科会	山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)	国土交通省都市・地域整備局地方整備課
--------------	-----------	---------------------	--------------------

附則第二条第二項中「山村振興対策分科会及び特殊土壌地帯対策分科会」を「特殊土壌地帯対策分科会及び山村振興対策分科会」に改める。

(国土交通省独立行政法人評価委員会令の一部改正)

第三条 国土交通省独立行政法人評価委員会令(平成十二年政令第三百二十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表に次のように加える。

日本高速道路保有・債	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
------------	-----------------------

第九条の表鉄道建設・運輸施設整備支援機構分科会の項中「総合政策局交通計画課」を「鉄道局財務課」に改め、同表に次のように加える。

日本高速道路保有・債務返済機構分科会

道路局総務課において処理する。

附 則

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第一条のうち国土交通省組織令附則第三条第一項の表の改正規定、附則第六条の表の改正規定、附則第八条の改正規定、附則第十二条の改正規定、附則第十六条の表の改正規定及び附則第十八条の表の改正規定並びに第二条の規定は、公布の日から施行する。

理由

半島振興法の一部を改正する法律及び山村振興法の一部を改正する法律の施行に伴い、国土交通省組織令等について所要の規定を整備するとともに、国土交通省の所掌事務の的確な遂行を図るため、新たに政策調整官を一人追加する等の必要があるからである。